



## 「高額療養費制度が変わると聞いたが、具体的にどのように変更されるのか」

医療費が高額になったときに使える制度が変わったと聞いたのですが、具体的にどのように変わったのでしょうか？ 私の夫は病院に長期入院しているため、いつから、どのような形で制度が変更になるのか、概要を知りたいと思っています。



保険医療機関で受診した際の自己負担限度額が、1ヵ月あたり的高額療養費の自己負担限度額（これを「算定基準額」ということがある）を超えたときに高額療養費が支給されますが、この高額療養費制度について、平成27年1月以降の診療分から、70歳未満の方の高額療養費制度が変更になっています。これまでは、所得によって3段階に分かれていたものが、5段階に分かれることとなります。



井上 義教  
社会保険労務士法人オス  
ビス 代表社員  
特定社会保険労務士

金融機関での経験を活かし、数多くの中小企業の労務指導に当たっている。労務管理、社会保険、年金に関する各種セミナーや執筆の実績が多数ある。平成16年7月開業登録、平成23年5月特定社会保険労務士付記。



年収約370万円未満の人の  
自己負担限度額は引下げ

### (1) 改正のポイント

平成27年1月1日より変更になった高額療養費制度の改正ポイントは以下の3点である。

- ① 改正されるのは、70歳未満の高額療養費の自己負担限度額（70歳以上の人については従来どおり）
  - ② 年収約770万円以上（標準報酬月額53万円以上）の人の自己負担限度額は引上げ
  - ③ 年収約370万円未満（標準報酬月額26万円以下）の人の自己負担限度額は引下げ
- (2) 具体的な改正内容
- 70歳未満の方の高額療養費の自己負担限度額の区分が従来の3区

図表1 高額療養費の変更  
 <従来の自己負担限度額>

区分	自己負担限度額	多数回該当
A：上位所得者 (標準報酬月額53万円以上)	150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1%	83,400円
B：一般所得者 (上位所得者、低所得者以外)	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
C：住民税非課税者等	35,400円	24,600円

<改正後の自己負担限度額>

区分	自己負担限度額	多数回該当
ア：標準報酬月額 83万円以上	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
イ：標準報酬月額 53万～79万円	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
ウ：標準報酬月額 28万～50万円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
エ：標準報酬月額 26万円以下	57,600円	44,400円
オ：住民税非課税者等	35,400円	24,600円

※「多数回該当」とは、同一世帯で直近の12ヵ月に高額療養費の該当回数が4回以上となった場合の金額のことである。  
 ※国民健康保険の場合は、「標準報酬月額」という概念がないことから、「前年の所得」をベースに区分される。

分から5区分に細分化される(図表1)。

年をまたぐ入院の場合  
 認定証が必要になる場合も

(3) 今回の改正に係る注意点

改正によって、平成27年1月から使用される限度額適用認定証(以下「認定証」)。また、被保険者の方の市区町村民税が非課税の場合には、自己負担限度額がさらに軽減される「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付される。これらを総称して、本稿では「認定証等」という)の区分表記が変更になる(従来は、A・B・Cの3種類だったが、改正後はア・イ・ウ・エ・オの5種類となる)。

このため、平成26年12月から平

成27年1月にかけて高額療養費制度を利用する場合の認定証等は、有効期間が平成26年12月までのものと平成27年1月1日以降のもの2枚の認定証等が必要となる。

なお、法改正の施行時期をまたぐ認定証等の交付を希望した方については、新たな認定証等が自動的に発行されることになっている。  
 (4) 高額療養費の具体的な金額の計算

今回の改正で高額療養費の負担が変わるのは、標準報酬月額が53万円以上の場合と標準報酬月額が26万円以下の場合である。それぞれ、かかった医療費が100万円  
 のとき、自己負担額がどれくらい変わるのか試算を行ってみた。

① 標準報酬月額が83万円の場合

区分アに該当することから、自己負担限度額は「25万2600円 + (医療費184万2000円) × 1%」となる。具体的には、25万2600円 + (100万円 - 84万2000円) × 1% = 25万4180円となる。改正前は、15万円 + (100万円 - 50万円) × 1% = 15万5000円だったので、25万4180円 - 15万5000円 = 9万9180円の負担増となる。

なお、区分イ(標準報酬月額53万79万円)の方も、従来よりも負担増となるが、区分ア(標準報酬月額83万円以上)の方と比較すると、負担増の割合は小さい。  
②標準報酬月額が26万円の場合  
区分エに該当することから、自己負担限度額は、5万7600円

となる。改正前は、これが8万1000円 + (100万円 - 26万7000円) × 1% = 8万7430円だったもので、8万7430円 - 5万7600円 = 2万9830円の負担減となる。

なお、高額療養費が支給されるまで、概ね3ヵ月以上必要である。そのため、医療費の支払いに充てる費用として、高額療養費支給見込額の8割相当額を無利子で貸し付ける制度(高額医療費貸付金)が設けられている。  
この制度の利用のためには、次の4点を添付し、高額医療費貸付金申込書を全国健康保険協会の各支部に提出する必要がある。  
①医療機関(病院等)の発行した保険点数(保険診療対象総点数)

- ②被保険者証(受給資格者票等)
- ③高額医療費貸付金借借書
- ④高額療養費支給申請書

貸付金については、高額療養費の給付金が返済に充てられることから、原則として返済は不要となる。また、残額については、高額療養費の支給申請書に記載した口座に振り込まれることになっている。もちろん、医療費の減額等で貸付金が返済されなかった場合には、指定された期日までに返納する必要がある。  
(5)高額療養費制度の活用のヒント  
高額療養費制度は、「月」を単位として運用されていることから、(可能であれば)入院する日を月初〜中旬に設定し、その月の中で

治療を終えるような形にするとよい。月をまたいで入院する場合は、高額療養費制度の対象となる月が2月以上となり、高額療養費制度を利用する効果が半減してしまうからだ。健康第一であるが、入院時期の調整ができるのであれば、こうした事項も検討に入ってくる。  
次に、事前に保険者(協会けんぽ、市区町村等)に申し出を行い、認定証等を入院前に入手しておくとういだろう。認定証等の発行を待たずに入院してしまうと、いったん医療費の3割の自己負担額を支払い、後日、高額療養費の支給請求を行う形になってしまう。高額療養費は支給までに数ヵ月かかることを考えると、一時的とはいえ、高額の治療費を負担すること

図表2 平成26年8月より改正された高額医療・高額介護合算療養費制度の自己負担限度額

	後期高齢者医療制度 +介護保険	健康保険(国民健康保険) +介護保険	健康保険(国民健康保険) +介護保険
年齢	75歳以上	70歳～74歳	70歳未満
ア：標準報酬月額 83万円以上	67万円	67万円	126万円→176万円
イ：標準報酬月額 53万～79万円			126万円→135万円
ウ：標準報酬月額 28万～50万円			67万円
エ：標準報酬月額 26万円以下	56万円	56万円	67万円→63万円
オ：住民税非課税者等	31万円	31万円	34万円

■の部分が、改正された箇所である

図表3 平成27年8月より変更予定の高額医療・高額介護合算療養費制度の自己負担限度額

	後期高齢者医療制度 +介護保険	健康保険(国民健康保険) +介護保険	健康保険(国民健康保険) +介護保険
年齢	75歳以上	70歳～74歳	70歳未満
ア：標準報酬月額 83万円以上	67万円	67万円	212万円
イ：標準報酬月額 53万～79万円			141万円
ウ：標準報酬月額 28万～50万円			67万円
エ：標準報酬月額 26万円以下	56万円	56万円	60万円
オ：住民税非課税者等	31万円	31万円	34万円

■の部分が、変更予定の箇所である

になってしまふ。これを避けるためにも、認定証等を事前に入手しておくことをぜひアドバイスしたい。認定証等と被保険者証を医療機関で提示することで、窓口での支払いは、高額療養費の自己負担限度額が上限となる。

**医療費と介護費の合算で計算される制度も改正に**

(6) 高額医療・高額介護合算療養費制度はどうなるのか？

同一世帯の中で同一の公的医療保険の加入がある場合には、毎年8月以降の1年間に支払った公的医療保険の自己負担額と公的介護保険の自己負担額を合計し、一定の基準額を超えた場合に、その超えた額を支給する制度がある。こ

れが「高額医療・高額介護合算療養費制度」である。

今回の高額療養費制度の改正に先立って、実は、高額医療・高額合算療養費制度が改正されていることはあまり知られていない。高額療養費制度の改正は、当初、平成26年8月より実施されることになつていたのだが、システム改修等に必要期間を考慮したことで平成27年1月1日より実施されることになつたのである。

なお、図表2の数字は、高額療養費の制度改正が平成27年1月に行われたことを踏まえ、平成27年8月以降に再度変更になる予定である。参考までに、平成27年8月以降に予定されている変更後の数字を掲載しておく(図表3)。

FA